

審 査 申 立 書

2022 (令和4) 年4月13日

検察審査会 御中

申立人 (略)

罪名 政治資金規正法違反

不起訴処分年月日 2021 (令和3) 年12月28日

事件番号 (1) 安倍晋三 令和3年検第20574号
(2) 配川博之 令和3年検第20575号
(3) 阿立豊彦 令和3年検第20576号

不起訴処分をした検察官 東京地方検察庁 検察官検事 山口修一郎

被疑者 (1) 住 所 山口県下関市上田中町2丁目16番11号
氏 名 安倍晋三
職 業 衆議院議員
(2) 住 所 山口県下関市東大和町1丁目8番16号 安倍晋三後援会事務所
氏 名 配川博之
職 業 団体職員
(3) 住 所 山口県下関市東大和町1丁目8番16号 安倍晋三後援会事務所
氏 名 阿立豊彦
職 業 団体職員

申立の趣旨

申立人は、申立人が告発した後記1ないし3の事実について、検察官が被疑者らについてなした不起訴処分は全部不服であるから、すべての被疑事実につき、起訴を相当とする議決を求める。

告発の趣旨と検察官の処分

申立人は、2021 (令和3) 年8月27日、下記の告発事実に基づき、被疑者らの行為が、刑法60条、政治資金規正法第25条1項3号 (収支報告書虚偽記入罪) に該当するとし、被疑者らについて厳重な処罰を求めて東京地方検察庁に告発した。

告発事実

被疑者安倍晋三 (以下、「被疑者安倍」という) は、2017 (平成29) 年10月22

日施行の第48回衆議院議員選挙に際して山口県第4区から立候補し当選した衆議院議員、被疑者配川博之（以下、「被疑者配川」という）は、安倍晋三後援会（以下、「後援会」という）の代表者、被疑者阿立豊彦（以下、「被疑者阿立」という）は、後援会の会計責任者であった者であるが、被疑者安倍、被疑者配川及び被疑者阿立は、共謀の上、2020（令和2）年12月23日、

- 1 平成30年5月24日山口県選挙管理委員会を經由して総務大臣に提出していた後援会の平成29年分の収支報告書について、真実は、前年からの繰越額が13,253,034円ではなかったにもかかわらず、前年からの繰越額7,240,705円との記載を、6,012,329円増額して13,253,034円と虚偽の訂正をし、
- 2 令和1年5月27日山口県選挙管理委員会を經由して総務大臣に提出していた後援会の平成30年分の収支報告書について、真実は、前年からの繰越額が11,884,752円ではなかったにもかかわらず、前年からの繰越額7,773,479円との記載を、4,111,273円増額して11,884,752円と虚偽の訂正をし、
- 3 令和2年5月27日山口県選挙管理委員会を經由して総務大臣に提出していた後援会の令和1年分の収支報告書について、真実は、前年からの繰越額が12,634,184円ではなかったにもかかわらず、前年からの繰越額10,029,276円との記載を、2,604,908円増額して12,634,184円と虚偽の訂正をしたものである。

しかるに、東京地方検察庁検察官検事山口修一郎は、被疑者らにつき、2021（令和3）年12月28日付で、不起訴とする処分を行った

不起訴処分を不当とする理由

第1 本件（第三次）告発に至る経緯

本件告発は、安倍晋三元首相に関するいわゆる「桜を見る会・前夜祭」問題に関する第三次刑事告発事案であり、第三次告発に至る経緯は、以下のとおりである。

1 第一次告発及び第二次告発とそれに対する検察官の処分

(1) 第一次告発

2020（令和2）年5月21日、法律家621人が、2018（平成30）年4月20日開催された「安倍晋三後援会 桜を見る会前夜祭」に関して、被疑者安倍、被疑者阿立及び被疑者配川につき、政治資金規正法第25条1項2号（収支報告書不記載）の罪で、また被疑者安倍及び被疑者配川を公職選挙法249条の5第1項（寄附）の罪で東京地検に告発した。その後も、同内容による告発が続き、告発人は最終的に977人に達した（第一次告発）。

(2) 第二次告発

2020（令和2）年11月23日の読売新聞を皮切りに、東京地検特捜部の第一次告発に係る被疑事実に関する捜査内容が報道され始めた。

報道によれば、被疑者安倍は、2019年の臨時国会以来、国会答弁において一貫して否定していた後援会による前夜祭の飲食代を補填の事実を、認めたというものであり、概要

① 2013（平成25）年の前夜祭初回から毎年、補填分は被疑者安倍の政治資金

団体晋和会（以下、「晋和会」という）がホテルに対し現金で支払っていた

- ② ホテルから毎年、晋和会宛ての領収証が発行されていた
 - ③ 被疑者安倍側は、初回の2013（平成25）年の領収書を除き、これら領収証を廃棄していた
- ということであった。

上記報道を受け、第一次告発をした法律家のうち10名余が2020（令和2）年12月21日、第二次告発を行った。

告発した被疑事実は、以下のとおりである。

- ① 第一次告発にかかる平成30年分の収支報告書に限らず、平成27年分、平成28年分、平成29年分及び令和1年分の全てについて前夜祭に関する後援会の収支報告書不記載
 - ② 第一次告発にかかる平成30年4月開催の前夜祭に限らず、平成31年4月開催の前夜祭に関する宴会料補填額の寄附
 - ③ 晋和会の会計責任者である被疑者西山猛（以下、「被疑者西山」という）及び同会の代表者である被疑者安倍につき、平成27年分、平成28年分、平成29年分、平成30年分及び令和1年分の前夜祭補填金額の収支報告書不記載
 - ④ 上記③の収支報告書不記載罪につき、晋和会の代表者である被疑者安倍の会計責任者被疑者西山に対する選任監督責任
 - ⑤ 上記③の収支報告書不記載罪につき、晋和会の代表者である被疑者安倍の重過失責任
- (3) 第一次告発及び第二次告発に対する検察官の処分

後記2の(1)記載の通り、被疑者安倍らは、2020年12月23日、平成29年分、平成30年分、令和1年分の後援会の政治資金収支報告書の訂正を行った。訂正の翌日である12月24日、東京地方検察庁検察官検事田淵大輔は、第一次告発及び第二次告発に関し、被疑者配川についてのみ、平成28年分、平成29年分、平成30年分、令和1年分（4年分）の後援会の収支報告書不記載罪で略式起訴し（平成27年分は収支報告書の保管期間が経過しているとして不起訴）、同人は罰金100万円の略式命令を受けたが、被疑者配川に対するそれ以外の告発事実及び被疑者安倍、同阿立及び同西山に対する告発事実については、いずれも嫌疑不十分として不起訴とした。

2 第三次告発に至る経緯

- (1) 後援会の収支報告書3年分の虚偽訂正（収支報告書の虚偽記入罪の発生）

2020（令和2）年12月23日、後援会の会計責任者であった被疑者阿立は、平成29年分の後援会の収支報告書について「前年からの繰越金額」を3年分の補填額相当額を上積みする形で「訂正」し、平成30年分、令和1年分についても、「前年からの繰越額」を順次、その年の補填額分を取り崩す形にして「訂正」を行い、訂正した政治資金収支報告書を山口県選挙管理委員会に提出した。

- (2) 被疑者安倍の不起訴処分後の記者会見における陳述と国会における答弁

不起訴処分となった被疑者安倍は、2020年（令和2年）12月24日に記者会見を開き、桜を見る会前夜祭の宴会代金の補填の原資について、「私のいわば預金からおろしたもの」であり、ホテルとの交渉やホテルへの支払をしてきたのは「東京の事

務所」すなわち晋和会であると述べた。

さらに、被疑者安倍は、翌12月25日、衆参の議員運営委員会において、桜を見る会前夜祭の問題について弁明をした際にも、上記記者会見と同様、「私のいわば預金からおろしたもの」との答弁を繰り返した。

そして、被疑者安倍は、同日の衆議院議員運営委員会において、後援会の収支報告書の訂正に関する質疑の中で、「収支報告書の訂正の事実」を明確に認識した上で、「弁護士が当局の指摘を踏まえて訂正を行っている」、「捜査当局の指導を受けて、このような額に訂正しろということも含めて訂正をしている」と答弁した。

(3) 検察審査会への審査申立及び審査会の議決

第一告発及び第二次告発を行った法律家数名が、2021（令和3）年2月2日、検察審査会に対し、不起訴とされた全ての被疑事実につき、起訴相当の議決を求める申立を行った。

これに対し、東京第一検察審査会（以下、単に「検察審査会」という）は、2021（令和3）年7月15日、被疑者安倍について、公職選挙法違反（後援団体関係寄附）及び政治資金規正法違反（晋和会代表者に対する選任監督責任）の不起訴不当、被疑者配川について公職選挙法違反（後援団体関係寄附）の不起訴不当、被疑者西山について政治資金規正法違反（晋和会の収支報告書不記載）の不起訴不当との議決（以下、単に「議決」という）を行い、議決要旨が同月30日公表された。

(4) 検察審査会の議決内容

議決は、桜を見る会前夜祭問題の本質を踏まえ、検察の捜査の不十分さを具体的に指摘し、強制捜査も含む再捜査を求めるものだった。

桜を見る会前夜祭の問題は、被疑者安倍が、選挙区有権者らに対して前夜祭の飲食物等の不足分を補填して利益を与えたという公職選挙法違反の「寄附」を行っていることがその本質であり、収支報告書不記載は、違法な「寄附」を行ってきたことを隠蔽する目的でなされた犯罪である。したがって、検察審査会が公職選挙法違反の「寄附」を不起訴としたことを不当としたことは、誠に正鵠を得た判断である。

それとともに、検察審査会は、晋和会の会計に着目し、その収支報告書不記載及び晋和会の代表者である被疑者安倍の会計責任者に対する選任監督義務違反の不起訴を不当とした。これは、被疑者安倍は、記者会見や国会で、補填の原資は「私のいわば預金からおろしたもの」であり、ホテルとの交渉やホテルへの支払をしてきたのは「東京の事務所」すなわち晋和会であると明確に述べていることを看過した不起訴処分判断が誤っていたことを指摘し、検察当局が、晋和会の収支報告書不記載罪について再捜査をするにあたっては、「補填の原資」が何だったのか、補填額に相当する金員が具体的にどのような流れで動いたのかは、決定的に重要な事実であり、その解明を検察官に求めたものである。

(5) 第三次告発

前述したように、被疑者安倍は、記者会見や国会答弁で「私の預金からおろしたもの」が補填の原資だと説明しており、それと矛盾する後援会の収支報告書訂正内容が虚偽であることは明らかである。すなわち、被疑者安倍らは、補填の事実を認めたが、補填の原資を隠蔽するために、後援会の平成29年分、平成30年分、令和1年分の収支報告書における「前年からの繰越額」の増額訂正をするという、被疑者安倍の説

明と全く異なる虚偽の内容の訂正を行ったのである。

かかる虚偽訂正は、犯罪をさらに隠蔽する極めて悪質なものであり、到底看過できるものではない。

以上の経緯を経て、2021年（令和3年）8月27日、第三次告発を行うに至ったのである。

(6) 不起訴処分

東京地方検察庁（担当検事伊藤文規）は、2021（令和3）年12月28日、検察審査会が求めた捜査をすることなく、第一次告発及び第二告発に係る被疑事実すべてを不起訴処分にするとともに、同検察庁（担当検事山口修一郎）は、第三次告発に対しても不起訴処分を行った。

第2 第三次告発に係る告発事実の犯罪性—後援会収支報告書訂正の虚偽性

1 「収入」・「支出」欄の加筆訂正

2020（令和2）年12月23日、後援会会計責任者である被疑者阿立は、平成29年分、平成30年分及び令和1年分の後援会の収支報告書の「収入」及び「支出」欄を次のとおり加筆訂正した。なお、収支報告書の訂正は、保管期限が経過していない過去3年分についてのみなされており、平成28年分以前のものについてはなされていない。

(1) 「収入」（加筆されたもの）—「機関誌紙の発行その他の事業による収入」として

ア 平成29年分：「平成29年安倍晋三後援会桜を見る会前夜祭2,410,000」

イ 平成30年分：「平成30年安倍晋三後援会桜を見る会前夜祭3,035,000」

ウ 令和1年分：「平成31年安倍晋三後援会桜を見る会前夜祭3,835,000」

これら加筆された金額は、いずれの年も前夜祭会場で参加者から徴収した1人5000円の参加費の合計額である。国会において、被疑者安倍は、参加者が直接ホテルに支払ったので後援会に収入はないと繰り返し答弁していたが、捜査の結果、被疑者安倍自身が国会における答弁を翻し、これらが後援会の収入であったことを認め、「捜査当局の指導を受けて、このような額に訂正しろということも含めて訂正をしている」のである。

(2) 「支出」（加筆されたもの）—「政治活動費の内訳」として

ア 平成29年分：

・「宴会料等 2,410,000 H29/4/14 (株)ニュー・オータニ」

・「宴会料等 1,901,056 H29/4/17 (株)ニュー・オータニ」

※以上合計 4,311,056円

イ 平成30年分：

・「宴会料等 3,035,000 H30/4/20 (株)ニュー・オータニ」

・「宴会料等 1,506,365 H30/4/26 (株)ニュー・オータニ」

※以上合計 4,541,365円

ウ 令和1年分：

・「宴会料等 3,835,000 H31/4/12 (株)ニュー・オータニ」

・「宴会料等 2,604,908 H31/4/19 (株)ニュー・オータニ」

※以上合計 6,439,908円

合計額が前夜祭の「宴会料」として後援会からホテルに支払われた金額であり、各年とも日付を異にして参加者から徴収した参加費の合計（収入欄に加筆されたもの）と「補填額」の金額が書き分けられている。

会場で参加者から徴収した金額は、支払日も「前夜祭」の開催日と同一とされ、毎年開催日の数日後に支払った金額こそが、被疑者安倍が「いわば私の預金から出したもの」という宴会料金と参加費の差額を補填した額である。

(3) 補填額の記載－「収支の状況 総括表」として

「補填額」に相当する収入は、いずれの年も全て収支報告書の冒頭にある「収支の総括表」の中の「前年からの繰越金」を、平成29年分報告書においては補填額の3年分（平成29年分、平成30年分及び令和1年分）、平成30年分報告書においては補填額の2年分（平成30年分及び令和1年分）、令和1年分報告書においては補填額の1年分（令和1年分）をそれぞれ増額させる形で「収入」として処理し、増加させた補填額を令和1年において使い切って0円となるように「訂正」しているのである。帳尻は、1円も狂わずぴったり合っている。

訂正された「収入」の増加額を詳しく見ると、以下のとおりである。

ア 2017（平成29）年分

1 収入総額増加額

(1) 前年からの繰越金増加額	6,012,329円 (A+B)
①補填額相当額	1,901,056円 (A)
②翌年への繰越額	4,111,273円 (B)
(2) 本年の収入額増加額（参加費）	2,410,000円 (C)

2 支出総額増加額	4,311,056円 (A+C)
-----------	------------------

イ 2018（平成30）年分

1 収入総額増加額

(1) 前年からの繰越金増加額	4,111,273円 (A+B)
①補填額相当額	1,506,365円 (A)
②翌年への繰越額	2,604,908円 (B)
(2) 本年の収入額増加額（参加費）	3,035,000円 (C)

2 支出総額増加額	4,541,365円 (A+C)
-----------	------------------

ウ 2019（平成31・令和1）年分

1 収入総額増加額

(1) 前年からの繰越金増加額	2,604,908円 (A+B)
①補填額相当額	2,604,908円 (A)
②翌年への繰越額	増加0円 (B)
(2) 本年の収入額増加額（参加費）	3,835,000円 (C)

2 支出総額増加額	6,439,908円 (A+C)
-----------	------------------

2 安倍晋三後援会の収支報告書の訂正は虚偽記入である

(1) 本来なされるべき訂正

ア 前述の通り、被疑者安倍は、2020（令和2）年12月24日の記者会見及び同月25日の国会において、桜を見る会前夜祭の宴会代金の補填の原資は「私のい

わば預金からおろしたものであり、会場のホテルとの交渉やホテルへの支払をしてきたのは「東京の事務所」すなわち晋和会であると明確に述べている。

すなわち、桜を見る会前夜祭の宴会代金の補填は、被疑者安倍が「私の預金」から引き出した補填原資を「晋和会」に貸し付けあるいは寄附し、補填原資を受け取った「晋和会」が、前夜祭の宴会代金を支払い義務のある「安倍晋三後援会」に代わってホテルに第三者弁済を行っていたものと解される。

イ かかる弁済が真実であるならば、本来なされるべき「安倍晋三後援会」の政治資金収支報告書の収入に関する訂正としては、「収入総額」欄の「前年からの繰越額」を増やすのではなく、「収入項目別金額の内訳」欄に、ホテルへの補填額と同額を「晋和会」からの「借入」又は「寄附」による収入として計上すべきことになる。

平成29年分を例にとれば、「機関誌紙の発行その他の事業による収入」として前夜祭参加者から徴収した金額の合計額を「平成29年安倍晋三後援会桜を見る会前夜祭2,410,000」円として計上したのは正しいが、補填額である「1,901,056円」については、前年からの繰越額を訂正して増やすのではなく、晋和会からの「借入」又は「寄附」による収入として計上しなければならなかったのである。

同様に平成30年分においても、参加者から徴収した「平成30年安倍晋三後援会桜を見る会前夜祭3,035,000」円の収入のほかに、補填額である「1,506,365」円を晋和会からの「借入」又は「寄附」による収入として計上しなければならず、令和1年分においても、参加者から徴収した「平成31年安倍晋三後援会桜を見る会前夜祭3,835,000」の収入のほかに、補填額である「2,604,908」円を、晋和会からの「借入」又は「寄附」による収入として計上しなければならなかったのである。

ウ そして、安倍晋三後援会だけでなく、あわせて「晋和会」の政治資金収支報告書についても、「収入」欄につき、補填額と同額を被疑者安倍からの借り入れ又は寄附による収入として計上し、「支出」欄においては、ホテルへの支払い額について安倍晋三後援会への貸し付けあるいは寄付として支出したものと計上しなければならなかったのである。

(2) 被疑者安倍らが行った収支報告書の訂正は帳尻合わせの虚偽記入である

ア しかしながら、被疑者らは、上記の通り、毎年のホテルへの支払額から参加費の合計額を差し引いた補填額を、全てありもしなかった「前年からの繰越金」で処理し、「3年分遡って帳尻を合わせればよい」とばかりに、3年分の補填額の合計金額を平成29年分の「前年からの繰越金」に積み、3年をかけてそれを順次、使い切るという「訂正」で処理しているのである。

被疑者らが行ったこの処理は、補填分の金銭の出处が被疑者安倍や晋和会であったことを隠蔽しようとしているというほかない。

イ 仮に被疑者らが行った訂正が虚偽でないというためには、歴年の後援会の収支報告書には記載されていなかった繰越金相当額の資金、すなわち平成29年分の収支報告書で「訂正」された前年からの繰越金4,311,056円が、平成28年12月31日に後援会に存在したことが証明されなければならない。

そして、平成28年12月31日において、平成29年の前夜祭の宴会料の補填

額、平成30年の「補填額」及び平成31年の「補填額」の合計が「4,311,056円」となることを見越して、「4,311,056円」を繰り越していたことが証明されなければならない。

そのような証明が不可能であることは明らかである。

ウ すなわち、被疑者らが行った政治資金収支報告書の記載の訂正は、事実に基づくものではなく、辻褃を合わせ、帳尻を合わせるために作出された「虚偽の記入」（政治資金規正法25条1項3号）なのである。その目的は、被疑者安倍や晋和会の関与を隠蔽することにある。

3 被疑者安倍には虚偽記入の故意がある

前述のとおり、被疑者安倍は、2020（令和2）年12月24日の記者会見及び同月25日の国会答弁において、補填分の原資は「私のいわば預金」であり、「東京の事務所」から支払ったと明確に述べており、決して、「原資は後援会の資金（繰越金）」だったとは述べていなかった。

さらに、被疑者安倍は、2020年（令和2年）12月25日、国会において、後援会の収支報告書の訂正につき、「弁護士が当局の指摘を踏まえて訂正を行っている」、「捜査当局の指導を受けて、このような額に訂正しろということも含めて訂正をしている」と明確に答弁している。

これらの被疑者安倍の供述は、真実は補填の原資が後援会の繰越金ではないことを知りながら、後援会の収支報告書における前年度からの繰越金を増額訂正するという虚偽記入をしたことを被疑者安倍が認識していたことを自ら認めたものである。

すなわち、被疑者安倍は後援会の収支報告書の訂正内容は事実と異なることを認識していたのであり、被疑者安倍は、記者会見及び国会答弁において、収支報告書の虚偽記入につき故意があったことを公言しているのである。

なお、被疑者安倍は、虚偽記入について、「捜査当局の指導」であったなどと検察に責任を転嫁する発言をしており、その情状は悪質であるというほかない。

以上のとおり、被疑者安倍には、収支報告書の虚偽記入罪について故意があり、後援会の代表者配川及び会計責任者阿立を指導する立場で、これらの者と共謀して、虚偽記入を実行したものである。

第3 被疑者安倍に対する厳正な処罰の必要性

1 桜を見る会前夜祭問題に対する被疑者安倍の不誠実な対応

(1) 被疑者安倍が総理大臣在任中、安倍晋三後援会主催の桜を見る会前夜祭は2013年から2019年まで7年間毎年行われ、被疑者安倍の選挙区の有権者を中心に毎年約800名が参加していた。7年間の参加者総数は推計約5600人と解される。

その会費は5000円だったが、ホテルへの支出金額は会費では足りず、その不足分は安倍晋三後援会が補填していた。その補填額は2017（平成29）年開催の前夜祭では1,901,056円、2018（平成30）年開催の前夜祭では1,506,365円、2019（平成31）年開催の前夜祭では2,604,908円であり、7年間の補填額の合計は推計約1400万円に達していると解される。

この補填は公職選挙法で禁じられている寄附であり、犯罪行為に該当する。わが国

の総理大臣が7年間にわたって推計約5600人の選挙区有権者に対して推計約1400万円の寄付を行っていた。これが桜を見る会前夜祭問題の本質である。

そして、この公職選挙法違反の寄附（補填）の事実を隠蔽するため、安倍晋三後援会は、桜を見る会前夜祭の収支を収支報告書に記載しなかった。これは政治資金規正法に違反する犯罪に該当する。

- (2) 2019年11月、臨時国会において、桜を見る会の政治の私物化問題と併せて前夜祭をめぐる「カネ」の問題が政治問題化し、被疑者安倍に対して前夜祭費用の補填や収支報告書不記載に関する追及がなされた。

これに対し、被疑者安倍は、前夜祭費用に関する領収書、明細書、請求書等の提出を一切拒否するとともに、前夜祭費用の補填はないと虚偽の答弁をし、また、会費がそのままホテルに支払われただけで、安倍晋三後援会の収支もないから、収支報告書に記載する必要はないと強弁した。

これに対し、仮に補填がなくとも、前夜祭は安倍晋三後援会主催であり後援会がホテルと契約したのであるから、後援会は前夜祭の収支を収支報告書に記載する必要があると指摘されたが、被疑者安倍は、ホテルと契約したのは個々の前夜祭参加者であり後援会は契約主体ではない（2020（令和2）年1月31日の衆議院予算委員会）という詭弁まで弄して責任を免れようとした。そこには、国民に対する説明責任を果たす姿勢は全くなかった。

- (3) このような中で、2020（令和2）年5月21日、第一次告発が行われた。

第一次告発を受けた捜査によって、前夜祭費用に補填がなされていたこと、補填していたのは被疑者安倍の資金管理団体晋和会だったことが明らかになり、被疑者安倍が、国会において、事実と異なる答弁を118回も行ったという衆議院調査局の調査結果も公表されている。

これに対し、被疑者安倍は、補填は秘書がしたこと自分には知らなかったと秘書に責任を転嫁して保身を図った。

- (4) このような中で、2020（令和2）年12月21日、第二次告発が行われた。

その3日後の12月24日、東京地方検察庁は、被疑者配川だけを政治資金規正法違反（収支報告不記載）で略式起訴し、被疑者安倍氏に対しては、第二次告発も含めて全て嫌疑不十分とし不起訴処分にした。特に第二次告発については、告発からわずか3日後の不起訴処分であり、杜撰な捜査・強引な幕引きという批判がなされた。

被疑者安倍は、12月24日の記者会見、12月25日の衆参の議院運営委員会で、補填について「自分は知らなかった」「秘書が自分に隠していた」と責任を秘書に押し付け続けるとともに、補填の原資は「私のいわば預金からおろしたもの」であり、ホテルとの交渉やホテルへの支払をしてきたのは「東京の事務所」であることを認めた上で、領収書、明細書、請求書等の提出は依然として頑なに拒否けた。この場でも、被疑者安倍が国民に対する説明責任を果たすことはなかったのである。

- (5) その後、2021（令和3）年2月2日、第一次告発及び第二告発の不起訴処分に対して検察審査会に審査申立てが行われた。

検察審査会は、同年7月15日、被疑者安倍晋三の公職選挙法違反（後援団体関係寄附）及び政治資金規正法（晋和会代表者の会計責任者に対する選任監督責任）の不起訴は不当、被疑者西山猛（晋和会会計責任者）の政治資金規正法（晋和会の収支報

告不記載)の不起訴は不当と議決した。

そのなかで、検察審査会は、被疑者安倍に対して、「総理大臣であった者が、秘書がやったことだと言って関知しない姿勢は国民感情として納得できない。国民の代表である自覚を持ち、清廉潔癖な政治活動を行い、疑義が生じた際には、きちんと説明責任を果たすべきである。」と指摘した。

これに対し、被疑者安倍は、検察審査会の指摘を一切無視しており、解任したはずの秘書を秘書に復帰させ、国民への説明責任など意に介さず、あたかも桜を見る会・前夜祭問題などなかったかのような言動を政界で繰り返している。

- (6) 以上のとおり、桜を見る会前夜祭問題に対する被疑者安倍の対応は、著しく不誠実であり、国民に対する説明責任を果たす姿勢は全くなく、責任回避のために真実を隠蔽し、荒唐無稽の詭弁を用い、捜査で真実が明らかになると、その責任を秘書に押しつけて保身を図り、さらに、市民で構成される検察審査会が被疑者安倍の問題を指摘しても一顧だにせず無視し、ほとぼりがさめたとみるや、桜を見る会・前夜祭問題など無かったかのように政界に君臨して無神経な言動を平気でやっている。

本件における被疑者安倍の対応を踏まえれば、厳正な処罰の必要性があることは明らかである。

- (7) このような検察審査会の指摘を一顧だにしない被疑者安倍の言動は、検察審査会の議決に対する検察庁の消極的な対応と対をなしていると言わざるをえない。

検察審査会は、東京地検特捜部の不起訴判断に対して、前夜祭参加者の寄附の認識について「寄附の成否は個々に判断されるべきであり、一部の参加者の供述をもって参加者全体の認識の目安をつけるのは不十分である。単純に提供された飲食物の内容だけで認識を判断するのは相当でない。」とし、また、被疑者安倍の犯意については「秘書らと安倍の供述だけでなく、メール等の客観的資料も入手した上で、安倍の犯意の有無を判断すべきである。」とし、晋和会の収支報告不記載については、「前夜祭開催に西山は主体的、実質的に関与していた。領収書は、一般的には宛名に記載された者（晋和会）が領収書記載の金額（前夜祭の不足分）を支払ったことの証憑とされ、宛名となっていない者が支払ったという場合は、積極的な説明や資料提出を求めるべきであり、十分な捜査が尽くされていない。」と、検察の捜査の問題を具体的に指摘して再捜査を求めた。

しかし、その後、検察庁が検察審査会の不起訴不当の議決を真摯に受け止め、検察審査会が求めた再捜査を行った形跡は全くない。「不起訴不当」の議決では、検察庁が誠実な対応をしないことが明らかになったのであり、検察庁を動かすには「起訴相当」の議決をする必要があるのである。

2 政治資金規正法の趣旨・民主主義のプロセス破壊の問題

- (1) 政治資金規正法の趣旨は、議会制民主政治の下における政治団体及び公職の候補者による政治活動が国民の監視と批判の下に行われるようにするために、政治団体の収入・支出を透明化することにより、政治家が「金で票を買う」「金で政治を動かす」ことをなくし、健全な民主政治を実現するところにある。

また、政治資金規正法は、収支報告書の虚偽記入について罰金刑に処せられた場合、その刑が確定したときから5年間「選挙権及び被選挙権を有しない」と定めている（政

治資金規正法28条1項)。5年間の公民権停止は、政治家にとって極めて厳しい制裁であるが、政治資金規正法の立法趣旨は、民主主義のプロセスをゆがめる政治資金収支報告書の虚偽記入を厳しい制裁に値するものと位置づけているのである。

- (2) 被疑者安倍は、被疑者配川が略式命令を受けた2020(令和2)年12月24日、被疑者安倍は記者会見を開き、記者会見の席上、桜を見る会前夜祭の宴会代金の補填の原資は「私のいわば預金からおろしたもの」であり、ホテルとの交渉やホテルへの支払をしてきたのは「東京の事務所」であることを認めるに至った。さらに、被疑者安倍は、翌12月25日、衆参の議員運営委員会において、桜を見る会前夜祭の問題について弁明をした際にも、上記記者会見と同様、「私のいわば預金からおろしたもの」との答弁を繰り返している。

検察審査会の議決書では、前夜祭の費用の補填につき、「そういった経費を政治家の資産から補てんするのであれば、その原資についても明確にしておく必要があると思われ、……証拠書類を保存し、透明性のある資金管理を行ってもらいたい。」と述べている。まさに、政治資金規正法の立法趣旨に直結する問題であることが指摘されている。

- (3) 真実、後援会に繰越金額に相当する繰越金が各報告書の期末時点で存在していないにもかかわらず、事実と反して、辻褄を合わせ、帳尻を合わせるために作出された政治資金収支報告書の「訂正」は「虚偽の記入」に他ならない。

告発事実に係る政治資金収支報告書の訂正が、形式的な帳尻合わせの繰越金の増額訂正ではなく、「虚偽の記入」に当たらないというのであれば、当該繰越金額が帳簿外になっていた理由を含めて解明される必要がある。

また、繰越金として記載された金額に相当する繰越金が、真実、後援会に残されていたのであれば、訂正された平成29年、平成30年、平成31年分の収支報告書は、その提出した時点で真実存在する繰越金額を記載しないという虚偽記入をしていることになる。そして、このような、裏付けのない繰越金が存在したことにする訂正が「虚偽の記入」に該当しないとされるのであれば、帳簿外の資金、いわゆる裏金を帳簿上に出す手法として、非合法の裏金の合法化、マネーロンダリングに利用されることは必定であり、このようなことが容認されるのであれば、政治団体及び公職の候補者による政治活動が国民の監視と批判の下に行われるようにするために政治資金の透明化することを規定する政治資金規正法の趣旨は踏みにじられる。

また、告発事実に係る「訂正」という方法が虚偽記入とされないのであれば一すなわち、被疑者安倍による宴会代の補填の原資は「私のいわば預金からおろしたもの」であり、会場のホテルとの交渉やホテルへの支払をしてきたのは「東京の事務所」である晋和会であるとの説明と異なる「訂正」が許容されるのであれば一、政治家個人と政治団体の資金の授受、さらに政治団体間の資金の授受が政治資金収支報告書に記載されないことが許されることになり、政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正を通じて政治活動の公明と公正を確保しようとする政治資金規正法の目的を達することは能わなくなる。

- (4) 内閣総理大臣は国会議員から選出される。桜を見る会前夜祭における正規料金との差額相当分の無償提供(補填・寄附)及びその収支報告書不記載の問題は、国会議員から選出される内閣総理大臣が、自らの選挙区内の有権者に経済的便宜を与えるとい

う選挙の公正を害する手段によって国会議員に当選し、その不正を隠蔽するために後援会など関連政治団体の収支を不透明にするという犯罪行為を行いながら権力の頂点に立っていたことを意味している。

被疑者安倍は「金で政治を買ってきた」ことが明らかにされながら、いまだに「被疑者」であることを全く意に介さないかのように、政界に強い影響力を行使している。

このような事態が放置されれば民主主義は危殆に瀕するのであり、収支報告書虚偽記入という民主主義のプロセスを破壊する違法行為に対して厳正な処罰を行うことが必要である。

- (5) なお、被疑者安倍がいう「私のいわば預金」の原資が、第二次安倍内閣が使った総計95億4000万円の「官房機密費」のうち領収証の不要な「政策推進費」86億9000万円だったのではないかとの指摘が、学者や市民団体によってなされている。政治資金規正法の趣旨に基づいて捜査が尽くされ、被疑者安倍が「私のいわば預金」と説明する資金の実態や出処も徹底的に解明されなければならないのである。

第4 結論

以上より、本件において、補填金の出処が「前年度からの繰越金」でないことは子どもでも分かることであり、収支報告書虚偽記入罪の構成要件に該当することは明確である。

また、被疑者配川、被疑者阿立だけでなく、被疑者安倍も虚偽記入の故意があることは同人の記者会見や衆参議院運営委員会での発言から明らかである。

そして、この虚偽記入は、7年間にわたって推計約5600人の選挙区有権者に対して推計約1400万円にも及ぶ桜を見る会前夜祭の補填（寄附）という公職選挙法違反行為の原資の出処を隠蔽するという政治資金規正法の趣旨に相反する目的・意図でなされたものである。

さらに、桜を見る会・前夜祭問題発覚後の被疑者安倍の不誠実かつ無反省な対応は極めて悪質と言わざるを得ず、国のトップのかかる言動を放置すれば、それが先例となり今後も同様の違法行為が繰り返され、政治資金規正法の趣旨がないがしろにされ、民主主義のプロセスが崩壊する危険が高く、すでに政界はその様相を帯びてきているとさえいえる。

これらの深刻な諸事情を直視し、検察審査会に対して、国民を代表して、起訴相当の議決を行うことを強く求めるものである。

以上